

## コラボヘルスの推進に向けた積極的な連携について

事業主と東京都電気工事健康保険組合とは、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定健康診査、特定保健指導及び保健事業の一環で実施する健診事業と事業所が実施する労働安全衛生法その他の規定に基づく健康診査、健康指導の共同推進を目的に協同する。

また、以下の内容について連携して実施している場合について、コラボヘルスの推進に向け、相互に積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、加入者（従業員及び家族）の予防・健康づくりを効果的・効率的に実行しているものとする。

### 第1条(目的)

被保険者の中長期的な生活習慣病予防のため、健診事後フォロー、受診勧奨等及び特定保健指導の実施において双方の健康管理事業の効率化及び充実化を図り、リスク保有者に対し適切なアプローチを実施することを目的とする。

### 第2条(共同推進)

上記目的を達成する為、共同で実施する事項について以下の通り定め、各々の事業を積極的に推進する。

- (1) 健診結果およびリスク保有者データの共有による事後フォロー
- (2) 高リスク保有者に対する医療機関への受診勧奨
- (3) 特定保健指導の実施

### 第3条(留意事項)

利用目的を生活習慣病予防のための健診事後フォロー、受診勧奨等の健康管理及び特定保健指導の実施（関係公的機関からの要請により情報提供を求められた場合を含む）に限定し、甲及び乙は各々実施する健康診査の結果を互いに提供する。

### 第4条(達成目標)

事業推進にあたり、健康優良企業「金の認定」の基準に鑑み達成目標を以下の通りとする。

- |               |       |
|---------------|-------|
| (1) 健康診断受診率   | 100%  |
| (2) 特定保健指導実施率 | 80%以上 |